

基本目標	主な具体的施策	主な具体的事業	概要	担当課
1子どもの権利に関する普及啓発【15条】	(1)市民に対する周知啓発	1 子どもの権利に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
		2 「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施	「きたもと子どもの権利の日」に合わせて、条例の目的にふさわしい事業を実施する。	子育て支援課
		3 きたもと子育て応援ガイドブック作成事業	「きたもと子育て応援ガイドブック」に子どもの権利に関する事項を掲載し、普及啓発に努める。	子育て支援課
	(2)子どもに対する周知啓発	1 豊かな心と健やかな体の育成事業	人権教育に関する年間計画を作成し、子どもの権利についてテーマに加え、計画的に児童生徒の人権感覚の育成に努める。	学校教育課
		2 子どもに対する「子どもの権利に関する普及啓発」	子どもの権利に関する子ども向けのパンフレットやリーフレット、携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成・配布し、制度や相談窓口の周知を図る。	子育て支援課・人権推進課
	(3)市職員・教職員に対する周知啓発	1 職員研修	子どもの権利について職員研修を計画的に行います。	総務課・子育て支援課・人権推進課
		2 教職員研修推進事業	「子どもの権利」に関することを研修テーマに加え、教職員研修を実施する。	学校教育課・子育て支援課・人権推進課
	(4)子育て関連機関の職員に対する周知啓発	1 民生委員・児童委員活動支援事業	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利をテーマに実施します。	共生福祉課
		2 子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、市民等が構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣します。	人権推進課
		3 こども応援ネットワーク会議の開催	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議を運営し、経済的に困窮する子どもに対する支援、団体間の連携、情報共有などを行う。	社会福祉協議会
		4 子ども家庭総合支援会議	子育て関連施設が集まる会議において、子どもの権利に関する周知啓発を行う。	子育て支援課
	2子ども自身の意見表明・社会参加の確保【16条】	(1)子どもの意見表明の機会の確保	1 「子どもの権利委員会」の設置	18歳以下の子どもにも子どもの権利委員会の委員になっていただくことで、子どもの意見表明の場を確保します。
2 「きたもと子ども会議」の設置			子どもたちの意見表明の場とするため、子どもたちが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもたちに意見を求める。	子育て支援課
3 子どもの権利の相談窓口の設置			子どもに寄り添い、子どもの意見を代弁する立場にある子どもの権利相談員が補佐する子どもの権利擁護委員の職務に「意見表明」とあることから、間接的に子どもの意見表明の機会を確保する。	人権推進課
(2)子どもの社会参加の機会の確保		1 一日北本子ども市長	子どもが市長の公務を体験し、市政に対する関心と理解を深め、将来の北本市をどのようなまちにしたいか、市長と一緒に考えます。	市長公室
		2 「子どもの権利委員会」の設置【再掲】	18歳以下の子どもにも子どもの権利委員会の委員になっていただくことで、子どもの社会参加の場を確保します。	子育て支援課
		3 ボランティアセンター事業	ボランティア相談や、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人のマッチングを行い、ボランティア活動を推進する。	社会福祉協議会
		4 国際交流活動の推進	国際交流ラウンジ委員会で、日曜日の午後、北本市および近隣在住の外国人に日本語を教え、学習後に交流会を開催し交流を深めている。外国人が自分の国を紹介し国際理解を深めている。外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努める。	生涯学習課
		5 男女共同参画の推進	・男女共同参画週間に、啓発パネル展を開催 ・男女共同参画情報紙「シンフォニー」を発行 ・市民向けに、きたもと男女共生塾を開催 ・庁内向けに、職員研修を実施 ・随時、広報・HP・男女共同参画コーナーにて、男女共同参画に関する情報を提供	人権推進課

基本目標	主な具体的施策		主な具体的事業	概要	担当課
3虐待・体罰・いじめの防止への取組【18条】	(1)児童虐待防止に向けた取組	1	児童虐待対応業務 (要保護児童対策地域協議会の運営を含む)	要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、虐待防止対策の検討および環境整備を行うとともに、虐待を発見したときは速やかに関係機関で協議し、早期対応を図ります。また、代表者会議、実務者会議などにおいて、子どもの権利について周知啓発を行います。	子育て支援課
		1	青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業(非行防止を含む)	毎月第1・3木曜日、各地域コミュニティから選出の委員24名が、予め計画されたローテーションで8地域の巡回指導を行う。夏季特別巡回指導では鴻巣警察署員の同行を依頼し、市内4地域の巡回指導を行っている。また、原則として巡回指導を3回実施後に、巡回指導の際に各店舗等から聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換および情報共有のための会議を行っている。	生涯学習課
		2	生徒指導対応業務	「北本市いじめ防止対策推進条例」および「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所などの関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議する。	学校教育課
		3	豊かな心と健やかな体の育成事業【再掲】	人権教育に関する年間計画を作成し、子どもの権利についてテーマに加え、計画的に児童生徒の人権感覚の育成に努める。	学校教育課
		4	自殺防止対策の推進	精神保健に関する市民向け講座 精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談 自殺予防街頭キャンペーン・HP上のメンタルヘルスチェック 暮らしとこころの総合相談会 関係者向け自殺予防対応研修	健康づくり課
	(3)子ども関係施設職員の体罰等の防止研修	1	職員研修【再掲】	子どもの権利について職員研修を計画的に行います。	総務課・子育て支援課・人権推進課
		2	教職員研修推進事業【再掲】	「子どもの権利」に関することを研修テーマに加え、教職員研修を実施する。	学校教育課・子育て支援課・人権推進課
	(1)障がい児福祉施策の推進	1	重度心身障害者医療費支給事業	北本市重度心身障害者医療費支給条例および同施行規則に基づき、重度心身障害者に対し国民健康保険法やその他の法令に基づく医療に給付に係る一部負担金等について助成金を支給する。	障がい福祉課
		2	在宅重度心身障害者手当支給事業	条例に定める重度心身障害者に対し、月額5,000円の手当を支給する。	障がい福祉課
		3	特別障害者手当支給事業	日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度の障がい者および障がい児からの認定請求書を受理し、審査判定を行って認定された該当者に対して、認定請求をした月の翌月分からの手当を2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月分までを支給する。	障がい福祉課
4		日常生活用具給付支給事業	日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等からの申請に応じて、給付券を発行し、指定事業者を通じてストマ等の用具を給付する。	障がい福祉課	
5		移動支援事業	事前に市に利用申請書を提出した障がい者(児)について、事前に市に登録した事業者により障がい者等が円滑に外出することができるよう移動の支援を受けることができる。事業者には利用実績に応じて市より補助金を交付する。	障がい福祉課	
6		福祉タクシー等補助事業	北本市に登録した日中一時支援を行う事業所と申請により日中一時支援事業利用登録決定を受けた障がい者との契約により制度を利用する。対象者は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者および市長が必要と認めた者。保護者が朝事業所に連れて行き夕方迎えに行くというのが一般的な利用。利用者負担は、1割であり、上限額は、北本市地域生活支援事業に関する規則第5条に規定する額となる。	障がい福祉課	
7		日中一時支援事業	在宅で身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人が対象。福祉タクシー補助(初乗り運賃36回分)または自動車燃料費助成(年間5,000円を上限)を実施。社会福祉協議会への補助事業。	障がい福祉課	
8		相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、直接、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うもの。	障がい福祉課	
9		障害児(者)生活サポート事業	市に登録した民間団体が障がい児(者)およびその家族の必要に応じて、市に登録した障がい児(者)に対する一時預かり、送迎、外出時の介助、宿泊介助等を迅速、柔軟に実施。市は、利用実績に応じて民間団体に補助金を交付する。	障がい福祉課	
10		難聴児補聴器購入助成事業	【対象者】 (1)市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある難聴児等。 (2)補聴器の使用により、一定の効果が期待できると医師が判断する難聴児等。 (3)所得制限あり。 【助成額】 補聴器の購入に要する額に3分の2を乗じて得た額(限度額:基準価格に100分の106を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額)	障がい福祉課	
11		障害児学童保育室指定管理事業	放課後および長期休業中の障がい児の生活能力の向上および社会との交流の促進を図るため、放課後等デイサービス事業と障がい児相談支援事業を実施する。運営は、指定管理者に委託する。	障がい福祉課	

基本目標	主な具体的施策		主な具体的事業	概要	担当課
4特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援【19条】		1	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	【対象者】 市内に住所を有する子どもで、児童福祉法に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等で、基準に定める状態にあると認められる子ども。 【給付額】 (1)用具の給付を受けた児童の扶養義務者は、その収入に応じて用具の給付に要する費用の一部を用具の納入業者に支払う。 (2)市は扶養義務者が業者に支払った額を減じた額を業者に支払う。	障がい福祉課
		1	自立支援給付サービス等事業	利用希望者からの申請により本人等の状況を調査したうえで支給決定を行う。支給決定を受けた者は、支給決定内容のサービスを事業者等から提供を受け、所得に応じた利用者負担(負担上限月額額の範囲内で1割負担)を事業者等に支払い、事業者等は残りを市に請求し、市は審査のうえ支払いを行う。	障がい福祉課
	(2)経済的に困窮する家庭の子どもへの支援	1	重層的支援体制整備事業	相談支援事業の実施(あらゆる相談を受け止める体制づくり)、アウトリーチの実施(支援が必要な人に支援をつなげるための関係づくり)、重層的支援会議の設置(複合的・複雑的な課題の検討)などを行う中で、経済的に困窮する子どもやその家庭に対する支援を行う。	共生福祉課
		2	生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者に対する相談支援事業 ・生活困窮者住居確保給付金の支給 ・生活困窮者である子どもに対する学習支援事業	共生福祉課
		3	こども応援ネットワーク会議の開催	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議を運営し、経済的に困窮する子どもに対する支援、団体間の連携、情報共有などを行う。	社会福祉協議会
		4	児童手当支給事業	父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童を養育している者に児童手当を支給する。	子育て支援課
		5	児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
		(3)ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳の年度末までの児童とその親などを対象に、病気などにより医療機関で受診した場合の医療費を一部助成する。
	2		ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、経済的支援、就労支援、日常生活支援を行う。 ①給付支援等(ひとり親家庭高等職業訓練促進給付・訓練修了給付、ひとり親自立支援教育訓練給付、ひとり親家庭日常生活支援) ②申請受付(母子福祉資金貸付制度、JR定期乗車券割引制度)	子育て支援課
	3		母子家庭自立支援給付金	「ひとり親家庭高等職業促進給付金」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」を支給する。	子育て支援課
	(4)様々な環境にある子どもや家庭への支援	1	子ども家庭支援業務	児童相談、3歳児健診事後相談、児童館、子育て支援センターなどで、言語発達、性格行動、育児・しつけ、養育環境などの児童に関する相談を実施し、支援が必要な子どもがいる家庭について、子ども家庭総合支援会議で継続支援を行う。	子育て支援課
		2	児童発達支援センター管理運営事業	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。 (法に定める支援内容) 1児童発達支援事業、2保育所等訪問支援事業、3相談支援事業(1)障害児相談・特定相談、(2)ことばの相談、(3)親子教室事業、(4)巡回相談支援事業、(5)基本相談支援事業	保育課
		3	就学支援	・「北本市就学支援委員会」の組織運営を通して、本人または保護者が希望するとともに、本人の実態にあった就学先の決定を図る。 ・関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施することで安心して就学を迎えられるようにする。	学校教育課
		4	特別支援教育の充実	・障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置している。 ・「特別支援教育支援員」を各校に配置することで、児童・生徒への支援の充実を図る。	学校教育課
		5	国際交流活動の推進【再掲】	国際交流ラウンジ委員会で、日曜日の午後、北本市および近隣在住の外国人に日本語を教え、学習後に交流会を開催し交流を深めている。外国人が自分の国を紹介し国際理解を深めている。外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努める。	生涯学習課

基本目標	主な具体的施策	主な具体的事業	概要	担当課
5成長と発達に資する支援【20条】	(1)子どもの体験・交流活動の促進	1 一日北本子ども市長【再掲】	子どもが市長の公務を体験し、市政に対する関心と理解を深め、将来の北本市をどのようなまちにしたいか、市長と一緒に考えます。	市長公室
		2 ブックスタート事業	乳児(4か月)健診会場において、絵本の読み聞かせと地域の子育て情報を紹介する。赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、親子の心を育むことを図る。	子育て支援課
		3 子ども大学講座開催事業	大学と提携し、専門分野を研究している教授等の大学の教員に、市内の施設や大学のキャンパス会場で、大学の教育や地域の専門家等に、児童が楽しく学べる講義を行っていただく。	生涯学習課
	(2)芸術的・文化的な活動の促進	1 こども図書館運営管理事業	管理運営を指定管理者に委託する。指定管理者から提出される月次報告等を通じて、管理・運営状況を把握するとともに、適時モニタリングを実施し、改善等を求める。庁内検査委員会および評価委員会への報告書類の作成並びにヒアリングに出席する。指定管理者業務に対する苦情・要望を受け、改善について指定管理者とともに対処する。	生涯学習課
		2 きたもとピアノフェスティバル実施事業	市内在住、在勤、在学、北本市にゆかりのある人を募集し、スタインウェイのコンサートグランドピアノによる演奏会を開催する。	生涯学習課
		3 市民文化祭芸術展事業	北本市市民文化祭芸術展実行委員会を組織して、委託し、市内に在住、在勤もしくは在学する者または市内で活動するサークルの会員の作品(絵画、書、工芸、写真、文芸、生け花)を展示する。	生涯学習課
		4 市民文化祭舞台発表文化のつどい開催事業	北本市市民文化祭の舞台発表として、市民団体が文化センターホールで、音楽・演劇・演芸・ダンス・バレエ等の発表を行う。	生涯学習課
		5 北本市青少年ふるさと学習特別事業	青少年育成会議において、芸術・文化活動を行う。	生涯学習課
	(3)運動・余暇の利用の促進	1 北本市スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団の事務局を支援するとともに、補助金を交付する。	生涯学習課
		2 学校体育施設開放事業	各小中学校の屋内運動場(体育館等)や校庭(グラウンド等)を利用する団体で構成された運営委員会、さらにその集合体である学校開放連絡協議会を通じ、市や学校との連携を密にしながら、学校体育施設の適正利用を促すと共に、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作る。	生涯学習課
	(4)安心して過ごせる居場所の確保	1 児童館管理運営事業	子どもたちに健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童館を設置し、管理運営を指定管理者に委託する。	子育て支援課
		2 学童保育室運営事業	小学校に就学している児童の保護者が労働などで昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	子育て支援課
		3 放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員OBに事業スタッフとして参画していただき、市内の各小学校(全7校)に通学する子どもを対象に、学校給食のある月曜日から金曜日のうち4日間の授業終了後から午後4時30分まで、地域活動室等において、学習や体験、ふれあい活動等を実施している。	生涯学習課
		4 学習支援事業	生活困窮世帯等の生徒に対して学習や生活習慣を支援する。	共生福祉課
		5 こども応援ネットワーク会議の開催【再掲】	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議を運営し、経済的に困窮する子どもに対する支援、団体間の連携、情報共有などを行う。	社会福祉協議会

基本目標	主な具体的施策	主な具体的事業	概要	担当課
(5)適切な医療、福祉、教育の機会の提供		1 子ども家庭支援業務【再掲】	児童相談、3歳児健診事後相談、児童館、子育て支援センターなどで、言語発達、性格行動、育児・しつけ、養育環境などの児童に関する相談を実施し、支援が必要な子どもがいる家庭について、子ども家庭総合支援会議で継続支援を行う。	子育て支援課
		2 こども医療費助成事業	子育てに係る経済的支援を行うとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療機関で受診した場合の医療費を一部助成する。	子育て支援課
		3 ひとり親家庭等医療費支給事業【再掲】	18歳の年度末までの児童とその親などを対象に、病気などにより医療機関で受診した場合の医療費を一部助成する。	子育て支援課
		4 重度心身障害者医療費支給事業【再掲】	北本市重度心身障害者医療費支給条例および同施行規則に基づき、重度心身障害者に対し国民健康保険法やその他の法令に基づく医療に給付に係る一部負担金等について助成金を支給する。	障がい福祉課
		5 未熟児養育医療支援事業	指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給する。(出生から継続した入院の医療費が対象となる。1歳まで。)	健康づくり課
		6 子育て世代包括支援センター事業(母子保健型)	・利用支援事業(母子保健型)を実施。母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届時全数面接を実施。支援プランの作成。専門性を生かした相談、育児支援、母子保健や児童福祉サービスの円滑な活用支援をする。 ・産前サポート事業、産後ケア事業の実施(デイケア型)。	健康づくり課
		7 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安な悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の状態、および養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行う。	健康づくり課
		8 乳幼児健診事業	・「子どもの予防接種・健診予定表」の作成 ・出生、転入時に健康づくり課窓口で、保護者に対し健診票の配布と受診方法の説明 ・乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施(集団健康診査) ・健康診査未受診者に対し、受診勧奨通知、アンケートを郵送、未受診者については、電話、訪問等を実施。	健康づくり課
		9 乳幼児相談事業	乳幼児育児相談、9か月児育児相談、1歳6か月児健診事後相談、離乳食講習会を実施する。	健康づくり課
		10 就学支援【再掲】	・「北本市就学支援委員会」の組織運営を通して、本人または保護者が希望するとともに、本人の実態にあった就学先の決定を図る。 ・関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施することで安心して就学を迎えられるようにする。	学校教育課
		11 特別支援教育の充実【再掲】	・障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置している。 ・「特別支援教育支援員」を各校に配置することで、児童・生徒への支援の充実を図る。	学校教育課

基本目標	主な具体的施策	主な具体的事業	概要	担当課
①子育ての経済的負担の軽減 ②養育に関する支援の充実 ③保育の充実	(1)保護者に対する支援【12条5項】	1 児童手当支給事業【再掲】	父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童を養育している者に児童手当を支給する。	子育て支援課
		2 児童扶養手当支給事業【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
		3 子育て応援事業	子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援の一層の充実を図ること。また、この取り組みが本市のイメージアップに寄与する。	子育て支援課
		4 こども医療費助成事業【再掲】	子育てに係る経済的支援を行うとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療機関で受診した場合の医療費を一部助成する。	子育て支援課
		5 ひとり親家庭等医療費支給事業【再掲】	18歳の年度末までの児童とその親などを対象に、病気などにより医療機関で受診した場合の医療費を一部助成する。	子育て支援課
		6 重度心身障害者医療費支給事業【再掲】	北本市重度心身障害者医療費支給条例および同施行規則に基づき、重度心身障害者に対し国民健康保険法やその他の法令に基づく医療に給付に係る一部負担金等について助成金を支給する。	障がい福祉課
		1 地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える。	子育て支援課
		2 子ども家庭支援業務【再掲】	児童相談、3歳児健診事後相談、児童館、子育て支援センターなどで、言語発達、性格行動、育児・しつけ、養育環境などの児童に関する相談を実施し、支援が必要な子どもがいる家庭について、子ども家庭総合支援会議で継続支援を行う。	子育て支援課
		3 産前産後子育て支援ヘルパー事業	母子健康手帳の交付を受けている人または3歳未満の子どもを養育している人で、家事、育児等について家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象に、ヘルパーを派遣して、食事の支度、洗濯、掃除などの家事や、育児等の日常生活の便宜の提供を行う。	子育て支援課
		4 児童館管理運営事業(ファミリー・サポート・センター事業を含む)【再掲】	育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を結びファミリー・サポート・センター事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	子育て支援課
		5 未熟児養育医療支援事業【再掲】	指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給する。(出生から継続した入院の医療費が対象となる。1歳まで。)	健康づくり課
		6 子育て世代包括支援センター事業(母子保健型)【再掲】	・利用支援事業(母子保健型)を実施。母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届時全数面接を実施。支援プランの作成。専門性を生かした相談、育児支援、母子保健や児童福祉サービスの円滑な活用支援をする。 ・産前サポート事業、産後ケア事業の実施(デイケア型)。	健康づくり課
		7 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安な悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の状態、および養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行う。	健康づくり課
		8 乳幼児健診事業【再掲】	・「子どもの予防接種・健診予定表」の作成 ・出生、転入時に健康づくり課窓口で、保護者に対し健診票の配布と受診方法の説明 ・乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施(集団健康診査) ・健康診査未受診者に対し、受診勧奨通知、アンケートを郵送、未受診者については、電話、訪問等を実施。	健康づくり課
9 乳幼児相談事業【再掲】	乳幼児育児相談、9か月児育児相談、1歳6か月児健診事後相談、離乳食講習会を実施する。	健康づくり課		

基本目標	主な具体的施策	主な具体的事業	概要	担当課
6子どもの権利を守る仕組みづくり【12～14条】		1 保育所入所受付事業	子ども・子育て支援法に基づき、利用申込み受付、利用調整および入所決定などの認定を行う。	保育課
		2 公立保育所管理運営事業	公立保育所の運営および維持管理(入所児童の保育、保育所施設の維持管理など)を行う。	保育課
		3 民間保育所運営補助事業	国・県・市の補助要綱に基づき、対象事業の実施に係る経費を補助する。 補助対象事業は、1歳児担当保育士雇用費補助、乳児途中入所促進事業補助、アレルギー対応特別食提供事業費補助、延長保育促進事業費補助、病児保育事業費補助(体調不良児対応型)、一時預かり事業費補助、アレルギー体質児童等対応事業費補助、園外保育費補助、障害児保育事業費補助、利用情報公開費補助、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業費補助。	保育課
		4 公立保育所一時保育事業	保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり保育する。 ①週3日程度の就労、就学等による非定型理由 ②保護者の疾病、災害、出産、介護等による緊急理由 ③月1回育児疲れ等による私的理由(リフレッシュ)	保育課
		5 ステーション保育事業	北本駅を利用し通勤していて、保育施設の開所時間内に送迎困難な保護者の児童を駅保育ステーションで預かり、指定施設へ送迎する。	保育課
		6 病児保育事業	病気または病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育する。 専用保育室を有している病院に委託して実施。	保育課
		7 病後児保育事業	病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育する。 東保育所で実施。	保育課
(2)子ども関係施設の設置者及び管理者への支援【13条7項】	①子どもの権利に関する周知啓発 ②子どもの権利に関する学びの支援	1 子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成、きたもと子どもの権利の日の事業の実施など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
		2 子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、市民等が構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣します。	人権推進課
		3 こども応援ネットワーク会議の開催【再掲】	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議を運営し、経済的に困窮する子どもに対する支援、団体間の連携、情報共有などを行う。	社会福祉協議会
		4 児童虐待対応業務【再掲】 (要保護児童対策地域協議会の運営を含む)	要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、虐待防止対策の検討および環境整備を行うとともに、虐待を発見したときは速やかに関係機関で協議し、早期対応を図ります。また、代表者会議、実務者会議などにおいて、子どもの権利について周知啓発を行います。	子育て支援課
		5 子ども家庭支援業務【再掲】	児童相談、3歳児健診事後相談、児童館、子育て支援センターなどで、言語発達、性格行動、育児・しつけ、養育環境などの児童に関する相談を実施し、支援が必要な子どもがいる家庭について、子ども家庭総合支援会議で継続支援を行う。	子育て支援課
(3)市民及び事業者に対する支援【14条5項】	①子どもの権利に関する周知啓発 ②子どもの権利に関する学びの支援	1 民生委員・児童委員活動支援事業【再掲】	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利をテーマに実施します。	共生福祉課
		2 子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成、きたもと子どもの権利の日の事業の実施など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	子育て支援課
		3 青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業【再掲】	毎月第1・3木曜日、各地域コミュニティから選出の委員24名が、予め計画されたローテーションで8地域の巡回指導を行う。夏季特別巡回指導では鴻巣警察署員の同行を依頼し、市内4地域の巡回指導を行っている。また、原則として巡回指導を3回実施後に、巡回指導の際に各店舗等から聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換および情報共有のための会議を行っている。	生涯学習課
		4 子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、市民等が構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣します。	人権推進課
7子どもの権利に関する相談・救済【21～34条】	(1)子どもの権利の侵害の防止に向けた取組	1 子どもの権利擁護委員の設置	子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利に関する普及啓発を行う。	人権推進課
		2 子どもの権利に関する相談窓口の設置	子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。	人権推進課
	(2)子どもの権利の侵害に対する擁護・救済に向けた取組	1 子どもの権利擁護委員の設置	子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利を擁護・救済する。	人権推進課